

## 神戸市医療的ケア児保育支援事業補助金等交付要綱

令和3年4月1日 こども家庭局長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下、「特定教育・保育施設等」という）において、日常的に医療的ケアが必要な児童（以下、「医療的ケア児」という）を受け入れるための体制整備に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 補助事業等の対象となる者（以下、「補助事業者」という）は、「神戸市医療的ケア児保育支援事業実施要綱」（令和3年4月1日こども家庭局長決定）に基づく事業（以下、「支援事業」という）を実施する特定教育・保育施設等とする。

### (対象経費)

第3条 補助事業等の対象となる経費は、補助事業者等が当該年度内に支援事業を実施するために要する費用のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1)事業運営費
- (2)事業の実施に資する研修にかかる経費

### (補助金等の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げるものとする。

- (1)前条第1号に定める経費
  - 1 施設あたり年額 5,290 千円を上限とする。
- (2)前条第2号に定める経費
  - 1 施設あたり年額 144 千円を上限とする。

### (交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金規則第5条第1項および同第3項に基づき補助金の交付を申請するときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 第3条第1号に定める経費については、前号に加えて、雇用契約書、労働条件通知書等の看護師の雇用が確認できる書類
- (3) 第3条第2号に定める経費については、第1号に加えて、事業の実施に資する研修を実施又は参加したこと及びその経費の支払いが確認できる書類

2 やむを得ない理由により、当該期日までに前項の申請書が提出できないものと市長が認めた場合はこの限りではない。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金等不交付決定通知書(様式第3号)をもって申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

(補助事業等の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 第4条第1号の補助金について交付決定を受けた者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、当該補助事業等の完了後10日以内に、補助事業等実績報告書(様式第8号)に補助事業に係る収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、補助金額等確定通知書(様式第9号)により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略するものとする。

(交付の時期)

第10条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定に係る事業の完了の前に、補助金交付決定額の全部または一部について概算払いすることができる。

(補助金等の請求)

第11条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書(様式第10号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(精算)

第 13 条 市長は、第 10 条第 2 項の概算払いを行った場合において、確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

2 補助事業者は、市長から前項の請求があった時は、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。